



未来のために～みんながやさしさでつながるまち～

習志野市

令和5年11月16日

市内中小企業者に支援金を給付します

「習志野市中小企業者事業継続緊急支援金」のお知らせ

エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を受ける市内中小企業者等に対して、本市独自の経済対策として、支援金を給付します。

名称：習志野市中小企業者事業継続緊急支援金

対象要件：以下の全てに当てはまる市内中小企業者等

- ・令和4年度上半期(4月～9月)または、令和4年度下半期(10月～3月)の対象経費が対前年同期間比で増加している。
- ・令和3年3月末日までに開業し、習志野市内に本店または主たる事業所を有している。
- ・今後も習志野市内で事業継続の意思がある。

対象経費：原材料費（原料、材料、仕入物品、消耗品、荷造運賃）

燃料費（ガソリン、重油、軽油、灯油）

光熱費（電気、ガス）

給付金額：最大60万円

①令和4年度上半期支援金（最大20万円）

②令和4年度下半期支援金（最大40万円）

①または②の期間の対象経費が対前年同期間比で増加した額の概ね1/2を給付(千円未満切り捨て)

※昨年度に上記①を受給している場合、上記②のみ申請可能

申請期間：12月1日(金)～1月31日(水)【消印有効】

申請方法：習志野市中小企業者事業継続緊急支援金事務局へ申請書を郵送

問合せ先

協働経済部産業振興課

電話：047-453-7395

